

熊本県公報

第 1 1 2 7 9 号
平成 17 年 6 月 27 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 2
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了……………(建 築 課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県卸売市場審議会専門委員会の開催……………(農業団体金融課) 4
- 熊本県保健医療推進協議会の開催……………(地域医療推進課) 4

公 示 による 通 知

- "……………(") 5
- "……………(") 5
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 7
- "……………(") 7
- "……………(") 7
- "……………(") 8
- "……………(") 8
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………(高校教育課) 8
- "……………(") 9
- "……………(") 9
- 熊本県医療審議会の開催……………(地域医療推進課) 10

正 誤

- 平成17年4月1日熊本県規則第37号(熊本県災害救助法施行規則の一部を改正する規則)中……………(健康危機管理課) 11

告 示

熊本県告示第836号
 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成17年6月17日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	ピンクのカーテン(日活) 異常性欲リポート 激ナマSEX研究所(新東宝) 食堂のお姉さん 淫乱にじみ汁(オーピー映画) 温泉宿の名物女将 赤襦袢の匂い(新日本映像) ノーパン美人教師 恥ずかしい性癖(新日本映像) 桃色ガードマン カラダ張ります(新東宝) 双子座の女(日活)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

若妻性のめざめ 失神（新東宝） 人妻タクシー 巨乳に乗り込め（オーピー映画） 薄毛の喪服妻 指責め（新日本映像） 痴漢体験 Hがいっぱい（新東宝） べっぴん教師 吐息の愛撫（オーピー映画）
--

熊本県告示第 837 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ぎんなん 熊本市戸島西四丁目3番1号エルスペース2-203号	有限会社エヌ・エヌ・ケー	平成17年6月15日

熊本県告示第 838 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ぎんなん 熊本市戸島西四丁目3番1号エルスペース2-203号	有限会社エヌ・エヌ・ケー	平成17年6月15日

熊本県告示第 839 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年6月27日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	鹿本郡植木町大字古閑字雲雀田 同字 875番2地先から 887番2地先まで	44.0	24条工事

2 供用開始する期日 平成17年6月27日

熊本県告示第 840 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年6月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字石場272、字黒木967、973、字平仁田1101、1102、字笠松2117、2159、2160、字中尾2206、2208、2214
- 2 指定の目的 すい源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 841 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字汐井川 2475 の 1、字場所 2525 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字汐井川 2475 の 1・字場所 2525 の 1(以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 842 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町境字藤ノ頭 1036
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤ノ頭 1036 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 843 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町長尾野字竹ノ迫 309 の 2、312 の 1 (次の図に示す部分に限る。)、316
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)